

託送供給等約款における送電ロス率の改定を要請（2019年7月）

- 各一般送配電事業者の送電ロスの発生状況(実績値)を確認したところ、大部分のエリア・電圧において、約款上の送電ロス率の実績ロス率を上回っており、結果的に新電力と旧一電小売との公平性が阻害されていることが確認された。
- こうした状況をできるだけ速やかに改善すべく、本委員会は、2019年7月、一般送配電事業者各社に対し、スマートメーターの設置が完了するまでの間は、過去3年分の実績値の平均値を用いて、約款上のロス率を毎年改定するよう要請を行った。
- これを受け、一般送配電事業者10社の託送供給等約款が改定され、2020年2月に約款上の送電ロス率の実施された。

一般送配電事業者の約款上の送電ロス率（10社平均）

	特別高圧	高圧	低圧
改定前	2.0%	4.3%	8.3%
2020年2月 改訂後	1.6%	3.8%	7.4%
差分	▲0.4%	▲0.5%	▲0.9%

注：一般送配電事業者10社の申請値を単純平均したものであり、平均値のロス率は減少しているものの、エリアごとの約款ロスの変動幅は異なる。